

議員発案第5号

加茂市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年 9月20日

提出者	加茂市議会議員	樋口博務
賛成者	同	森山一理
	同	山田義栄
	同	大関勝正
	同	樋口浩二
	同	関龍雄

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

加茂市議会会議規則（昭和四十四年議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「法第百九条の二第三項」を「法第百九条の二第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第6号

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年 9月28日

提出者	加茂市議会議員	中野元栄
賛成者	同	広野豊作
	同	小野吉太郎
	同	安中弘
	同	佐野正三良

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

政府は2008年4月より、75歳以上を対象に新たな後期高齢者医療制度を実施しようとしています。同制度は①これまで保険料負担のなかった扶養家族（全国で約200万人、新潟県では約6万人）を含めて、75歳以上の全ての高齢者から保険料（初年度平均月額6200円）を徴収する②月額1万5千円以上の年金受給者は保険料を年金から天引きする③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる④75歳以上を対象にした別建ての「包括・定額型」の診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いるものです。さらに70～74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる、65～74歳の国保料も年金から天引きすることも予定されています。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものです。すでに2006年10月より長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並所得者の2割から3割負担への引き上げが実施されました。さらなる高齢者の負担増と医療費削減を目的とした後期高齢者医療制度は現状のままでは、医療から高齢者を排除するものになりかねません。

よって、政府におかれましては、安心して医療を受けられる制度に見直しをされるよう要望するものです。

記

1. 後期高齢者医療制度は高齢者の生活実態に即した内容になるよう見直すこと。
2. 高齢者への差別医療となる「包括・定額型」の診療報酬の設定をしないこと。
3. 70～74歳の窓口負担の2割への引上げを止めること。
4. 医療につかう国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
財 務 大 臣

議員発案第7号

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年 9月28日

提出者 加茂市議会議員 中野元栄

賛成者 同 広野豊作

同 同 小野吉太郎

同 同 安中弘

同 同 佐野正三良

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

政府は2008年4月より、75歳以上を対象に新たな後期高齢者医療制度を実施しようとしています。同制度は①これまで保険料負担のなかった扶養家族（全国で約200万人、新潟県では約6万人）を含めて、75歳以上の全ての高齢者から保険料（初年度平均月額6200円）を徴収する②月額1万5千円以上の年金受給者は保険料を年金から天引きする③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる④75歳以上を対象にした別建ての「包括・定額型」の診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いるものです。さらに70～74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる、65～74歳の国保料も年金から天引きすることも予定されています。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものです。すでに2006年10月より長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並所得者の2割から3割負担への引き上げが実施されました。さらなる高齢者の負担増と医療費削減を目的とした後期高齢者医療制度は現状のままでは、医療から高齢者を排除するものになりかねません。

よって、新潟県後期高齢者医療広域連合におかれましては、安心して医療を受けられる制度に見直しをされるよう要望するものです。

記

1. 高齢者の生活実態に即した保険料にすること。
2. 資格証明書を発行しないこと。
3. 保険料の独自減免制度をつくること。
4. 健診はこれまでどおり希望者全員が受けられるようにすること。
5. 高齢者や県民の理解がすすむ広報活動に努めること。
6. 高齢者や県民の意見を反映できる仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

議員発案第8号

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の
公私格差是正を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年10月 1日

提出者	加茂市議会議員	大 関 勝 正
賛成者	同	大 平 一 貴
	同	保 坂 裕 一
	同	亀 山 重 光
	同	安 田 憲 喜
	同	茂 岡 明与司
	同	樋 口 浩 二

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の
公私格差是正を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育を担いつつ、建学の精神に基づき独自性・自主性を持った教育をおこなってきました。

しかし、私立高校における学費（初年度納付金）は、全国平均で69万円と公立の6倍にも達しており、保護者の重い負担となっています。また、専任教員の数は公立高校教員配置基準の約7割の水準にとどまっており、学費とあわせ教育条件においても公立高校との格差が生じています。

学費と教育条件の格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1にとどまっていることにあります。憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければなりません。

よって、政府におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差是正を展望し、私立高校への公費（私学助成）の拡充にいっそう努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長
様

議員発案第9号

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の
公私格差是正を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年10月 1日

提出者 加茂市議会議員 大 関 勝 正

賛成者 同 大 平 一 貴

同 同 保 坂 裕 一

同 同 亀 山 重 光

同 同 安 田 憲 喜

同 同 茂 岡 明与司

同 同 樋 口 浩 二

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の
公私格差是正を求める意見書

新潟県の私立高校はおのこの建学の精神を持ち、独自性・自主性に基づく特色ある教育を推進してきました。また、県内高校生の約2割が私立高校で学んでおり、公立高校と並んで公教育の重要な一翼を担ってきました。

しかし、同じ公教育でありながら私立高校の学費（初年度納入金）は県内平均で51万円、公立との格差は4倍を超えており、保護者への学費負担軽減は急務の課題となっています。また、専任教員の数も公立高校教員配置基準の約8割の水準にとどまっており、学費とあわせて教育条件においても公立高校との格差が生じています。

学費と教育条件の格差の最大の要因は、同じ公教育でありながら、私立高校に対する公費（私学助成）が公立の約3分の1に低く抑えられていることがあります。憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わなければなりません。

よって、県におかれては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額にいつそう努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

新 潟 県 知 事 様

議員発案第10号

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の
保険業法の適用除外を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年10月 1日

提出者	加茂市議会議員	大 関 勝 正
賛成者	同	大 平 一 貴
	同	保 坂 裕 一
	同	亀 山 重 光
	同	安 田 憲 喜
	同	茂 岡 明与司
	同	樋 口 浩 二

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の
保険業法の適用除外を求める意見書

第162通常国会で成立した保険業法等の一部を改正する法律（以下、保険業法とする）によって、障害者団体をはじめとする各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。

保健業法の改正の趣旨は、共済をかたって、不特定多数の消費者を相手に保険商品販売をし、消費者被害をもたらした、いわゆるマルチ共済を規制し、消費者を保護するのが目的でした。

それが保険業法の策定と政省令の作成の段階で、規制対象が拡大され、マルチ商法を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済についても、保険会社に準じた規制をされることになり、存続が困難な状況に陥って制度の廃止をきめた組織も出てきています。

共済は、利益を上げる保険業とは違い、構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に深く根を下ろしてきました。その自主共済を、強制的に株式会社や相互会社にしなれば運営できないようにし、儲けを迫及する保険会社と同列において、一律に様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済の存続が不可能となり、契約者保護・消費者保護を目的とした法改正の趣旨にも反することになります。

日本社会に深く根を下ろし、仲間同士が助け合うという活動を法律で規制したり、儲けを迫及する会社化にしなれば、仲間同士の助け合いが出来ないようなことはあってはならないことだと思います。

よって、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求めます。

記

1. 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態をふまえ、保険業法の制度と運用を早急に見直すこと。
2. 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣 様
金融庁長官

議員発案第11号

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率
2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成19年10月 1日

提出者 加茂市議会議員 大 関 勝 正

賛成者 同 大 平 一 貴

同 同 保 坂 裕 一

同 同 亀 山 重 光

同 同 安 田 憲 喜

同 同 茂 岡 明 与 司

同 同 樋 口 浩 二

平成19年10月 4日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率
2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところです。しかし、昨今の教育界は、いじめや不登校、暴力行為など深刻な教育問題があり、その解決のためにも、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子どもの個性を大切にし、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められています。それには学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要です。国が適正な公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」）を改定し、適正に教職員を配置するべきです。

中越大震災を経験した多くの子どもたちへの心のケアのため、政府は2004年度から教育復興加配教員を配置し、一人一人の子どもたちに対応できるようになり、子どもたちが徐々に明るさを取り戻しています。このような地域の事情と子どもたちの実態に応じて弾力的な教職員加配することは極めて重要です。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのものです。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するために義務教育費国庫負担制度が設けられました。地方への多大な負担を課すことなく義務教育の基盤を作っていくことは国の責務です。

こうした教育事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ法改正及び財源措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

記

1. 30人以下学級の実施をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改正すること。
2. 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
3. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を3分の1から2分の1にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月 4日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣
様